

介護の現場と県民の生活を守るために介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を進め国の責任で介護報酬など財源の確保を求める意見書

たび重なる介護保険制度の見直しで利用料の引き上げ、利用の制限や市町村に介護費用の削減を迫る仕組みの導入などが進んでいます。現状でも利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

介護報酬の引き下げのため、介護事業所の経営も事業閉鎖や倒産に追い込まれています。

他産業と比べ給与が低いいため募集しても人が集まらず、労働条件が悪くなり離職者が増える悪循環がひどくなっています

2016年度、介護事業所の倒産は過去最悪で、106件94億円でしたが2017年度は1－8月まで既に121億円と金額で最悪記録を更新しています。

このまま政府の計画どおり2018年度の介護報酬改定も引き下げとなれば、事業所倒産や閉鎖がさらに進むことは明らかです。

また、要支援だけでなく要介護度1、2のサービスを介護保険から外し、市町村事業へ移す計画もあります。制度見直しの先行モデルとされる自治体で軽度者が介護保険の認定から外れ、サービスの受け皿がない実情などの問題点がマスコミでも報道されています。

この計画が進めば専門職の関与が薄くなり、介護の質が低下します。包括支援センターの業務が過多となり、相当な人員配置が保障されない限り十分な相談支援ができなくなります。ボランティアへ過度の責務がかかり、介護事故の危険や状態悪化の見落としが危惧されます。そして何より、財政力や受け皿の差によりサービスの市町村格差の拡大は進むでしょう。

介護の現場を守ること、介護保険制度を改善することは、県民の生活を守ることです。

平成30年度の介護報酬改定、予算作成に向けて十分な財源の確保、人員の確保を求めるものです。

記

- 1 生活援助を初め、介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと
- 2 新総合事業（市町村事業）の予算上限を撤廃し、介護の質を守り、必要な介護をどの市町村でも提供できるよう制度を見直すこと

- 3 介護従事者の処遇を改善し、事業所の経営収支の悪化を食い止めること
- 4 以上を実現するために政府の責任で介護報酬などで必要な財源を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月25日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生
労働大臣